

中小企業基本法改正後の20年（1999—2020年）

—中小企業政策の変化を探る—

桑原武志

（大阪経済大学 経済学部 教授）

要 旨

1999年12月に中小企業基本法が改正されて、中小企業政策は180度大きく転換したが、実は、その前後に、国家の大規模な制度改革が行われて、中小企業政策の制度的環境自体も大きく変わっていた。一つは中央省庁等改革基本法の制定であり、もう一つは地方分権一括法の制定であった。

1999年の中小企業基本法改正から現在までの約20年間における中小企業政策の変化をみると、「小規模企業」を重視する政策傾向にあることがわかる。中小企業庁の中で、最も早く「小規模企業」に注目したのは、2007（平成19）年3月に設置された中小企業庁経営支援部長主催の小規模企業政策研究会中間取りまとめ「小規模企業政策の再構築～人間サイズのスモールビジネスの発展に向けて～」であった。その後、民主党政権によって「中小企業憲章」が閣議決定され（2010年），“ちいさな企業”未来会議が設置されて（2012年3月）同会議による「取りまとめ」（同年6月）が出されることによって、「小規模企業」は政策上の課題となったといえる。この動きは、自民党・公明党の連立政権になっても継続され、「小規模企業」を再度盛り込んだ中小企業基本法の改正（2013年6月）、中小企業基本法とは別の「小規模企業」ための基本法（小規模企業振興基本法）（2014年）が制定されるまでに至った。

これまでの一連の動きの中で、「小規模企業」については，“ちいさな企業”未来会議（2012）での議論の結果、それまでの経営資源の確保が容易でなく従事者が生活に窮乏するといったイメージではなく、積極的な見方を加えた「小規模企業」の多種多様なイメージが提示された。しかし、その多種多様なイメージは、その後、小規模企業振興基本法が制定されると、発展志向型・積極型「小規模企業」が中心になっているようである。

小規模企業振興基本法が制定され、小規模企業政策の体系が確立されつつある今、「小規模企業」の多種多様なイメージを再度思い起こして、「小規模企業」政策を見直すきっかけにすべきではないか。

キーワード

小規模企業 中小企業憲章 “ちいさな企業” 未来会議

はじめに

2020年9月16日、それまで7年8カ月続いた第2次安倍晋三内閣を引き継いで、自民党総裁の菅義偉が第99代首相に選出され、自民党・公明党による連立内閣が発足した¹。その直前に、菅氏は、日本経済新聞のインタビューを受けて、中小企業に関して次のように回答した²。すなわち、①中小企業は足腰を強くしないと立ちゆかなくなる。企業規模が小さくなればなるほど生産性が下がる傾向があるので、合併などで企業規模を大きくして、経営の効率化や生産性の向上、研究開発や投資の拡大などを図りやすくすべきである。②中小企業であることで税制優遇や補助金などが受けやすい面もあって、あえて資本金や従業員数を増やさないという例もあるので、中小企業基本法で定める人数や資本金の定義などは見直した方がよい。③中小企業の統合・再編を必要なら促進したい。④最低賃金の引き上げは検討に値する。以上の考えを表明した。

その後、菅首相は、梶山弘志経済産業大臣に中小企業の再編を促す仕組みづくりを指示し³、10月16日には、経済財政諮問会議が大枠を決める「成長戦略」の具体化を図る組織として「未来投資会議」に代えて「成長戦略会議」を新設して初会合を開き、議題とすべきテーマとして、「生産性の向上」と「足腰の強い中小企業づくり」、「強靱なサプライチェーン（供給網）」などを列挙した。この「成長戦略会議」構成員である有識者の一人に、菅氏のブレンといわれ、かねてから最低賃金の引き上げや中小企業の再編などを提唱していたデービッド・アトキンソン氏⁴が入り、初会合でもその持論を述べたといわれている。

動き出したばかりの菅内閣だが、首相のリーダーシップもあって、この後、中小企業の統合・再編や中小企業の定義の見直しを含む中小企業基本法の見直しが具体的に議論されていくと思

われる。この動きは、国（中小企業庁）の中小企業政策に大きな影響を与えるに違いないが、（後述するように）ここ10年近く、小規模企業を重視した傾向にあった中小企業政策が、今後どのように変化していくのか、政府の動向を注視する必要があるだろう。

本稿では、1999年に中小企業基本法が抜本的に改正されてから現在に至るまでの20年間の国（中小企業庁）の中小企業政策の変化を分析する。具体的には、第1に、1999年の中小企業基本法改正前後に、国家レベルの大きな制度改革が行われたが、それが中小企業政策にどのような影響を与えたのかを分析する。第2に、この20年間で、中小企業政策において「小規模企業」を重視する政策傾向がどのように生み出され、どう変化していったのか、「小規模企業」の見方はどう変わっていったのかを分析する。そして、第3に、第1と第2の分析からわかったことについて考察する。

1 国家の制度改革と中小企業政策

1999年、36年ぶりに中小企業基本法が改正されて、それまでの中小企業観や中小企業政策の目的・手段も180度変わった。しかし、実は、その改正前後に、国家の大規模な制度改革が行われており、中小企業政策の制度的環境自体も大きく変わっていた。ここでは、中小企業政策に関係する国家レベルの大規模な制度改革について振り返ってみたい。

(1) 「中央省庁等改革基本法」と中小企業政策

中小企業政策に関係する国家レベルの大規模な制度改革の一つは、「中央省庁等改革基本法」の制定によるものである⁵。1996（平成8）年1月に発足した橋本龍太郎内閣（第1次は自・社・さきがけ連立政権）が、21世紀にふさわしい経済社会システムを創造するために、行政改革・経済構造改革など6つの改革を一体的に推進しなければならないとして、同年11月に行政改革会議を設置し、審議を重ね、翌年12月に最

終報告をまとめた。そして、その報告書に沿った形で法案がつくれ、1998（平成10）年6月に制定・施行されたのが「中央省庁等改革基本法」であった⁶。

この「中央省庁等改革基本法」と中小企業政策について注目したいことが4つある。第1に、橋本内閣がすすめた6つの改革の一つ「経済構造改革」の具体的な内容が「新規産業の創出」であったということである⁷。パンフレット「活力ある21世紀のために6つの改革」によれば⁸、経済構造改革の三本柱の一つは、既存産業の高付加価値化を含めた「新規産業の創出に資するよう、資金、人材、技術等の面で環境整備を行うこと」であり、新規産業分野として、医療・福祉、情報通信、環境、バイオテクノロジーな

どに関連する15の分野が挙げられ、約10年で合計約1,800万人程度の雇用規模そして550兆円規模の市場規模が予測されていた。従来、中小企業政策は経済産業省による産業政策の影響を受けてきたといわれており、この「新規産業創出」という産業政策路線が中小企業政策に影響を与えることは容易に想像できよう。なお、このことは、以下の第2、第3の点と関連する。

第2に、「中央省庁等改革基本法」第21条で、経済産業省がその機能及び政策の在り方を規定される（表1参照）ことによって、①経済産業省が経済構造改革を推進するすなわち新規産業創出に取り組むこと、②産業政策について、個別産業の振興から撤退又は縮小し、市場原理を尊重した施策に移行することが求められること

表1 中央省庁等改革基本法 第21条 経済産業省の編成方針

	経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一	経済構造改革を推進すること。
二	産業政策について、次に掲げるところによること。 イ 個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること。 ロ 市場における経済取引に係る準則の策定及び整備、工業所有権等の保護、技術開発等の業種横断的な政策に重点化するとともに、円滑な産業構造の転換を推進すること。
三	省略
四	中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。
五	地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。
六	省略
七	省略
八	経済財政諮問会議における経済全般の運営の基本方針の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること。
九	省略
十	独占禁止政策を中心とした競争政策については、引き続き公正取引委員会が担うものとし、経済産業省の所管としないこと。
十一	
十二	省略
十三	
十四	産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

出所) 中央省庁等改革基本法による (<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/980303houan.html>) (2020年10月25日閲覧)。

になった⁹。もともと、1990年代に入って、通産省の産業政策のキーワードは、大まかにいえば、㊦特定の産業をターゲットとしない、㊧市場原理重視、㊨規制緩和、㊩競争重視であった¹⁰ので、中央省庁等改革法に定められた経産省編成方針は、90年代における産業政策のキーワードの延長上に位置するものとみてよいだろう。

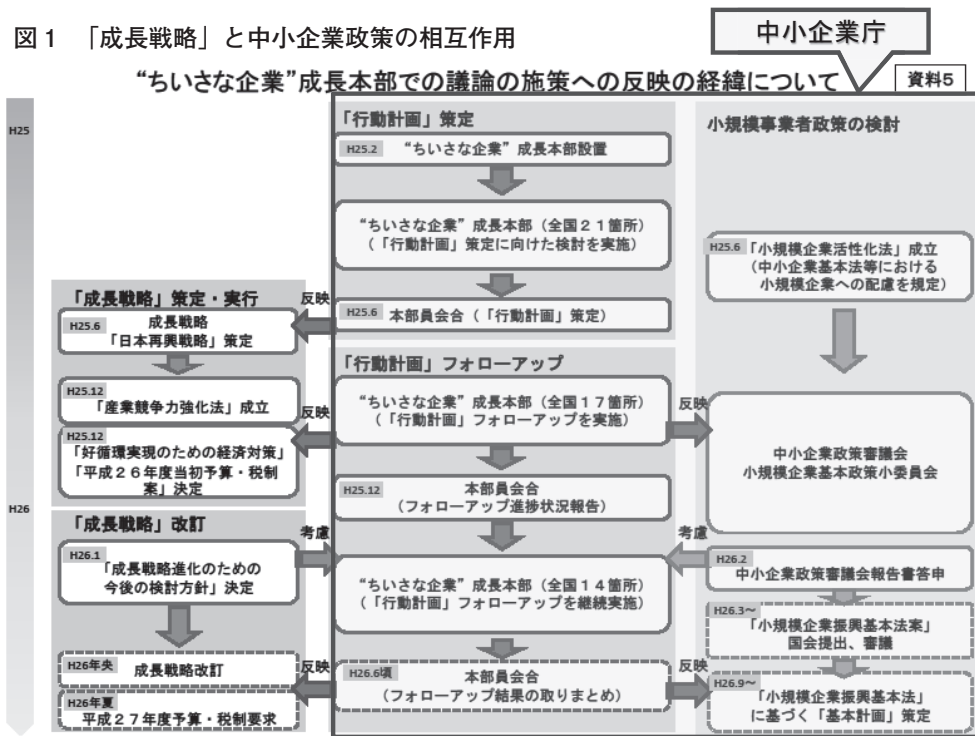
第3に、これも「中央省庁等改革基本法」第21条で、中小企業政策について、「中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図る」ことが規定されたが¹¹、これによって、以後の中小企業政策の性格がある程度方向づけられたといえるのではないか。

第4に、前述したように、従来、中小企業政策は、政策主体である中小企業庁が経済産業省

の外局であることから、経済産業省による産業政策の影響を受けてきた。例えば、中田編著(2013)によれば、中小企業政策の政策形成プロセスの第1段階で、政府の経済計画や通産政策ビジョン、中小企業ビジョンなどの研究が行われ、具体的な中小企業政策への落とし込みの検討がなされると説明している¹²。それが、2001年1月の「経済財政諮問会議」設置後は、同会議で議論・決定されるいわゆる「成長戦略」¹³が中小企業政策に考慮されたり、逆に中小企業政策が「成長戦略」に反映されたりするようになるなど、より複雑化してきている。

詳しく説明すると、図1は、第2次安倍晋三内閣における「成長戦略」と中小企業庁の“ちいさな企業”成長本部と小規模事業者政策との関係をあらわしたものである。大きく言えば、左端「成長戦略」が、中小企業庁で考慮されたり、逆に中小企業庁の意見が「成長戦略」に反

図1 「成長戦略」と中小企業政策の相互作用



出所) “ちいさな企業”成長本部本部委員会合資料5を転載、一部加工した。

映されたりしていることがわかる。つまり、決して、上位計画（「成長戦略」）から下位計画（“ちいさな企業”成長本部「行動計画」）そして小規模事業者政策へと上下関係で一方向的に影響をもたらしているのではなく、「成長戦略」と中小企業政策間で相互に作用しあっているのである。

（2）「地方分権一括法」と中小企業政策

中小企業政策に関係する国家レベルの大規模な制度改革のもう一つは、「地方分権一括法」の制定による地方分権改革である。地方分権改革については、1995年、村山富市内閣のもとで地方分権推進法が成立して地方分権推進委員会が設置され、同委員会によって、第4次勧告までが橋本首相に、第5次勧告が小渕恵三首相に提出され、勧告内容がほぼそのまま法案となって、1999年に「地方分権一括法」として成立して、2000年4月から施行された¹⁴。これによって、中央地方関係が「上下・主従」関係から「対等・協力」関係に変わったのである¹⁵。ところで、この地方分権推進委員会も橋本内閣の行政改革推進体制の中に組み込まれており¹⁶、中央省庁等改革基本法第51条で、地方分権の推進について、地方分権推進委員会の勧告を尊重して着実に実施することが謳われていた。

以上のような地方分権推進の中で、1999年に中小企業基本法が改正され、中小企業政策は国と地方公共団体が役割を分担して施策に取り組むことになった。すなわち、それまでは、国が中小企業施策を担当し（1963年中小企業基本法第3条）、地方公共団体は国の施策に準じて施策を講じていた（同第4条）のが、1999年中小企業基本法では、国が第3条の基本理念にのっとして中小企業に関する施策を総合的に策定し実施する責務を負い（第4条）¹⁷、地方公共団体が同じく基本理念にのっとして、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有することになったのである（第6条）。

これによって、2000年ぐらいから、市町村そして都道府県それぞれの層で、中小企業実態調査を行って地域中小企業の現状と課題を把握する取り組みや、中小企業振興基本条例を制定する動きが数多く見られるようになった。

（3）小括

以上、1999年の中小企業基本法改正前後に、国家レベルでの大規模な制度改革が行われた結果、中小企業政策を取り巻く制度的環境も大きく変わり、その後の中小企業政策に大きな影響を与えることになった。それは、第1に中央省庁等改革基本法の制定であり、同法の制定によって、①橋本内閣の6つの改革の1つに「新産業創出」が掲げられ、それを経済産業省が取り組むこと、②中小企業庁の中小企業政策が中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小すること、地域の役割を強化すること、（経済産業省の外局として）新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ることが規定された。また、同法によって内閣府に経済財政諮問会議が設置され、同会議で議論・決定される「成長戦略」が中小企業政策に考慮されたり、中小企業政策が「成長戦略」に反映されたり、双方の相互作用で政策が決定されるようになった。

第2に地方分権一括法の制定によって、中央地方関係が「対等・協力」関係に変わり、そのことが、1999年に36年ぶりに抜本的に開催された中小企業基本法にも反映され、中小企業政策は国と地方公共団体が適切に役割分担して、国は総合的に中小企業政策を策定し実施する責務を、地方公共団体はその区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する責務を有することになったのである。

2 分析—中小企業政策における「小規模企業」重視の政策傾向

それでは、いよいよ1999年の中小企業基本法改正から現在までの約20年間に、中小企業政策において、「小規模企業」を重視する政策傾向がどのようにして生まれ、どのように変化して

いったのか、「小規模企業」の見方やその政策思想¹⁸がどう変わっていったのかについて分析していきたい¹⁹。

(1) 小規模企業政策研究会中間取りまとめ(2007年7月)

1999年12月に新中小企業基本法が公布・施行された後、中小企業庁で最初に「小規模企業」に着目したのは、2007(平成19)年3月に設置された中小企業庁経営支援部長主催の小規模企業政策研究会中間取りまとめ「小規模企業政策の再構築～人間サイズのスモールビジネスの発展に向けて～」(2007年7月13日)であったと思われる²⁰。

同研究会が設置されたのは、第1に、第1次安倍晋三内閣のとき、2007年4月に、経済財政諮問会議で決定された「成長力加速プログラム」の柱として「中小企業底上げ戦略」が打ち出され、さらに同戦略が「経済財政改革の基本方針2007」に位置付けられて、「小規模企業」の生産性向上を中心とした支援策の強化を図ることが決定されたこと²¹、第2に、2006年度に実施された三位一体改革によって、小規模関連予算のうち、商工会等の事業費に係る国から都道府県向けの補助金が廃止されたことを踏まえて、「小規模企業」の現状・課題、今後の「小規模企業」政策のあり方等について検討するためであった²²。

それでは、中間取りまとめにおける「小規模企業」についてみてみよう。第1に「小規模企業」の見方については、「小規模企業」を「人間サイズの事業活動」としてとらえている。すなわち「小規模企業」は経営者等の人間としての特性が事業活動に直接反映されやすい単位での事業活動であり、その強みや弱みは人間に近い事業形態ということに由来するとみている。また、事業体としての「小規模企業」は「少数の経営資源に特化した事業形態」(これをスモールビジネスと名付ける)としてとらえ、そこから、「小規模企業」の、自らが優位性を持つ経営資源や事業分野に集中しやすいこと、外部の

資源を有効に活用していく必要があること、自らが特化する分野と補完関係にある企業等と機動的に連携できる可能性が高いという特徴があることを示している。

なお、以上のような「小規模企業」の見方に対して、大企業や中小企業一般を基準として、本来必要な機能が欠けている・足りない存在、大企業等と比較して「事業活動を行う上で本来必要経営資源が未だ不足しており、その確保ができない存在」として見る見方を、「小規模企業」そのものの特性を捉えることができないと否定している²³。

第2に「小規模企業」の課題については、(人間が多種多様であるので)「小規模企業」も多種多様であり、その課題も各企業の経営姿勢や事業分野等で異なると主張する。例えば、経営者にとっての事業の位置づけという側面からみると、「小規模企業」は、事業部分のみでその経営を評価できる企業と、家計全体として生活できる範囲で事業を営み、家計に占める期待事業収益が低い個人企業も相当程度存在しているので、それぞれに適切な政策を選択すべきだとする。

第3に「小規模企業」政策についての考え方(政策思想)については、「小規模企業」の事業活動が自立した経済活動として成り立たず、これらの人々に社会政策として生活保障するような国家は存続し得ないので、「小規模企業」という小さな船で漕ぎ出す事業形態が、日本経済の大きな構造変化という荒波の中、自立した経済活動を継続的に行っていけることが、日本経済が持続的に発展するための基礎的な条件であると考え、小規模企業政策の基本姿勢は「未来に向けて努力する企業に必要な支援を行う」ことだと主張する²⁴。もっとも、「未来に向けて努力する企業」とは、急成長を目指す企業、規模を拡大しようとする企業、持続的に安定した強い経営を目指す企業、少数精鋭で規模を維持する企業、厳しい環境の中でも現状維持を必死で行う企業といったさまざまなパターンがあるが、

いずれも努力する企業であることが共通点とされている。そして、その努力の形は様々であり、それぞれに対する政策課題も異なっているという²⁵。

以上の小規模企業政策研究会（2007）における「小規模企業」には、小規模企業イコール人間サイズの事業活動というだけあって、そこには意思の力や努力といったものが強く感じられる。そこからは積極的なイメージがうかがえるが、その一方で、（あくまでも努力を前提としているが）「小規模企業」の中には、規模の維持、経営の現状維持を必死で行うというようなタイプのもも存在しているのであって、問題型まではいかないだろうが現状維持タイプの企業も存在する、つまり両方のタイプがあるとみていることがわかる。

（2）中小企業憲章（2010年閣議決定）

次に、中小企業庁で「小規模企業」に注目したものは、2010年に閣議決定された「中小企業憲章」であろう。同憲章は、①中小企業家同友会で、2003年から憲章づくり運動が続けられていたこと、②同友会で各政党に対する憲章制定要請をしたこともあって、2009年夏の総選挙において民主党、日本共産党などの政党のマニフェストや選挙公約に「中小企業憲章」制定が掲げられたこと、それらの動きが、同憲章の制定につながったといえる。なお、総選挙で民主党が勝利し、2009年9月に民主党の鳩山由紀夫内閣（民主党、社会民主党、国民新党の連立内閣）が発足したが、中小企業庁に「中小企業憲章に関する研究会」が設置されて憲章案が検討され、2010年6月18日に「中小企業憲章」が菅直人民主党内閣で閣議決定された²⁶。

同憲章における「小規模企業」についてみると、「小規模企業」に言及したところは少なく2か所しかないが、①小規模企業の多くが家族経営形態を採っていること、②小規模企業が地域社会の安定をもたらす存在であるとみていること、③小規模企業は経営資源の確保が特に困難であることが多いとみていることがわか

る。

ここで注目すべきは①である。これまで小規模企業の多くが家族経営形態をとっていたことについては、経済企画庁の『昭和32年度経済白書』にあるように、（就業者のうち）「農業や中小商工主のような自家営業者、農村の婦女子のような家族労働者」は前近代的な就業形態であって後進性を示すものと否定的にとらえられていた。それが、「中小企業憲章」では180度異なるプラスの評価をされることになった。このことは、同憲章「2. 基本原則」の「五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する」にも、政策の実施にあたって「家族経営の持つ意義への意識を強め」と言及されていることからわかる。次に、②もこれまでにない見方であり、（どういう論理かわからないが）「小規模企業」が地域社会へプラスの効果（地域社会の安定）をもたらしていることを強調している。そして、③の「小規模企業」の多くが経営資源の確保が特に困難であることに配慮するという記述は、99年に改正された中小企業基本法第8条の見方と同じものであり、それが「小規模企業」の課題の一つだと認識しているとみてよいだろう。

以上の「中小企業憲章」における「小規模企業」への関心は、言及自体は少ないが、その「家族経営」に対してプラスの評価が示されていること、「地域社会の安定へ貢献している」という積極的な見方を提示しており、これまでとは異なる見方を示した点で、ある意味“特異なもの”だといえよう。

（3）「“ちいさな企業”未来会議」の設置と「取りまとめ」（2012年）

「小規模企業」に注目した第3のものは、2012（平成24）年3月に経済産業省・中小企業庁に設置された「“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～（略称“ちいさな企業”未来会議）」と「取りまとめ」（2012年6月16日）である。同会議は、枝野幸男経済産業大臣と岡村正中小企業政策審議会会長・日本商工

会議所会頭を共同議長として、次代を担う青年層や女性層の中小・小規模企業経営者を中心に、中小企業団体、税理士等の士業、商店街関係者、生業、地域金融機関など幅広い主体で構成されたいわば中小企業者の声を聴く組織である²⁷。とくに、精力的に「現場の生の声」を積極的にヒアリングしているのが特徴だといえる²⁸。

“ちいさな企業”未来会議(2012)における「小規模企業」についてみると、第1に「小規模企業」の見方については、「小規模企業」は以下の3点で重要な役割を果たしているともみている。すなわち、①今後グローバル企業に成長するなどわが国経済を牽引しうる企業の「苗床」として、②ものづくり分野におけるサプライチェーンの重要な担い手として、③地域の経済・社会・雇用を支える存在としての3点である。そして、「小規模企業」には、大企業や中規模企業よりも高収益の層や海外展開する企業もあって、その潜在力を発揮する企業も存在しており、300以上の業種、企業規模・従業員数の規模、収益性・経営力、経営方針、経営形態にもバラツキがある。一言でいうと、「小規模企業」は多様な存在であると見ている²⁹。

第2に小規模企業の課題については、「小規模企業」が段階・形態・志向が多様であるため、課題もそれぞれ異なるとみている³⁰。そして、第3に小規模企業政策については、これまでの中小企業政策が、1999年の基本法改正を経て、中小企業の中でも比較的大きな企業(中規模企業)などに焦点を当てがちで、必ずしも、「小規模企業」にしっかりと焦点をあてた政策体系となっていない、既存の支援施策も「小規模企業」が活用しやすい制度・運用になっていない場合があって見直すべき点があると反省した上で、①小規模企業政策としてきめ細やかな対応が必要であること、②そのため、成長志向型企業と地域需要創出型企業の支援の2つに分けて中小・小規模企業政策を立案・実施すべきであること、③小規模企業に焦点をあてた施策体系へと再構築することが重要であり、中小企業基

本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべきこと、④その際、小規模企業に活用しやすい施策を新たに作るだけでなく、既存の支援施策(補助金等)についても見直しを行っていくべきであるとしている³¹。

(4) 小規模企業活性化法の制定・中小企業基本法の改正(2013年)

“ちいさな企業”未来会議「とりまとめ」が出された翌月の2012(平成24)年7月19日に、枝野幸男経済産業大臣から中小企業政策審議会に「『“ちいさな企業”未来会議』の提言を踏まえ、小さな企業に焦点をあてた総合的な中小企業政策のあり方」について諮問がなされた。同審議会に“ちいさな企業”未来部会が設置されて、政権が変わった後の翌2013(平成25)年3月のとりまとめまで計6回審議が続けられ、小規模企業活性化法案と中小企業基本法改正案が検討された³²。

また、政権交代後の第2次安倍内閣のもとで、2013年2月に、“ちいさな企業”未来会議が格上げされて“ちいさな企業”成長本部が設置された³³。同成長本部が設置された趣旨は、“ちいさな企業”未来会議での成果等も活かして、中小企業・小規模事業者対策を実行し、その成長を実現していくためだと説明されている。同成長本部は全国各地計21か所で開催され、中小企業・小規模事業者、支援機関等の生の声をヒアリングした上で、支援を受ける側と支援を行う側の双方が今後の具体的な取り組みの実行を約束する「行動計画」を策定することになり、同年6月4日に「行動計画」の策定とその実行が本部長より宣言された。その後、“ちいさな企業”成長本部は、同年7月に第2弾がキックオフされ、中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれがフォローアップをすすめ、継続的に成長本部を開催されることになった³⁴。

さて、小規模企業活性化法は2013(平成25)年6月に成立・公布され、9月に施行されたが、ここでは、同法によって改正された中小企業基本法における「小規模企業」についてみてみた

い。諮問内容をみてもわかるように、この2013年の基本法改正は、「小規模企業」に焦点をあてて中小企業政策の再構築を図ったものである。

改正された点は、第1に、第3条基本理念に第2項を追加して、「小規模企業」に重要な意義があるとしたことである。すなわち、(a)小規模企業は地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するものであり、それによって、地域における経済の安定と地域の住民の生活の向上・交流の促進に寄与していること、(b)小規模企業が創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出することで、将来における我が国の経済・社会の発展に寄与するという2点で重要な意義があるとしている。

第2に、第8条小規模企業への配慮に対して、条文の表題を「小規模企業に対する中小企業施策の方針」と変え、第1項と第2項を追加して、中小企業政策における小規模企業施策の方針を具体的に明示し、小規模企業に焦点をあてた中小企業政策の再構築を図っている。すなわち、第1項では、第3条第2項で示した小規模企業の重要な意義（上記（a））を踏まえて、「適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とする」「地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること」を施策方針とすることを示している。そして、第2項では、これも第3条第2項で示した小規模企業の重要な意義（上記（b））を踏まえて、「小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること」を施策方針とすることを示している。また、第3項では、小規模企業に払う必要な考慮として、従来の金融、税制に加えて「情報の提供」を追加している。

第3に、条文では小規模企業と書いていないが、第16条を追加して、国が、中小企業者の海外における事業展開を促進することを謳ってい

る。配布資料「小規模企業活性化法の概要」³⁵で、従業員12名の「小規模企業」が江戸時代から伝わる技術を応用して、スカーフや女性用靴を開発して海外に販路を開拓している事例が紹介されていることから、第16条も小規模企業による海外事業展開も想定したものだと思われる。

以上が、2013年の中小企業基本法改正にみられる「小規模企業」であるが、この改正が“ちいさな企業”未来会議（2012）に始まるものであるため、基本的にはそれと同じ小規模企業の見方をしているといえるが、どちらかといえば、“ちいさな企業”未来会議（2012）では、小さな企業が大きな企業となることばかりが重要でなく、多くの小さな企業がこいまま地域や社会を支えることも重要だと³⁶、幅広い多種多様な小規模企業をイメージしていたのに対して、2013年の中小企業基本法改正では、小規模企業の積極的な側面を想定した見方・支援策が考えられているように見受けられる（傍点の部分は筆者による追加）。

2013年の中小企業基本法改正のベースになった中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめでも、経営資源が脆弱な小規模事業者も多く存在することを断りながらも、その一方で、地域の経済、社会、雇用をしっかりと支え、今後、グローバル企業に成長するなど我が国経済を牽引しうる企業の「苗床」としての役割を有している小規模事業者、中小規模への成長発展をめざす小規模事業者（特に製造業やサービス業における従業員50人程度までの企業）も存在するのだと、積極的な側面を強調している³⁷。

なお、取りまとめの最後に「本取りまとめは、中小企業政策の再構築の第一弾であり、さらに、今後中小企業政策の再構築の第二弾として、小規模事業者政策の一層の強化のための法的措置を含めた検討を深めることが重要である」³⁸と、のちの小規模企業振興基本法の制定を示唆するような記述が見られることは留意すべき点である³⁹。

(5) 小規模企業振興基本法の制定 (2014年)

最後に、2014年に制定された「小規模企業振興基本法」についてみてみたい。2013（平成25）年9月20日に施行された小規模企業活性化法であったが、その同日に、茂木敏充経済産業大臣から、同法に引き続き、「もう一段の政策を推進すべく、小規模企業の振興を図るための政策のあり方」について、中小企業政策審議会の意見が求められた。これを受けて、中小企業政策審議会の下に、小規模企業基本政策小委員会が設置され、同年9月27日より翌2014年1月まで、7回にわたって審議が行われた。その審議結果をもとに、同年2月に中小企業政策審議会（第19回）が開催され、小委員会による「小規模企業の振興を図るための施策のあり方について—小規模企業基本政策小委員会報告書（案）—」が審議検討された。同報告書（案）では、小規模事業者の振興のための基本法の内容の検討が提案・審議された⁴⁰。その後、2014年6月27日に小規模企業振興基本法（以下、小規模基本法と略する）が公布・施行された⁴¹。

小規模基本法における「小規模企業」について、小規模企業基本政策小委員会（2014）をみると、第1に小規模企業の見方については、「従業員5人未満の小さな企業が雇用を創出している」、「地方の方が小規模事業者の比率が高く、地方における経済、雇用、コミュニティの維持の重要な担い手となっている」、「小規模事業者は若者・女性を含む多様な人材に対して様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している」など、比較的積極的な見方をしていることがわかる。第2に小規模事業者の課題については、小規模事業者が多様な存在であるため、課題も多様であることを指摘しているが、とくに、小規模事業者が「地域での需要が大幅に減少する厳しい環境の中で、地域社会における雇用を維持するとともに、大企業等ではきめ細かく対応できない需要を担っているという側面があり、現状の経営を維持すること自体に、地域の生活基盤を支えるという一定の社会的意義を見出す

ことができる」ので、成長・拡大よりも維持が重要であり、必要とされているのでやめられないという事情があることを説明している（傍点は筆者）。第3に小規模事業者に対する政策については、小規模事業者のタイプや特徴・課題に応じた細かい対応が必要であるとしている。

そして、ここで重要なことは、小規模基本法が中小企業基本法とは別に制定されたということ、つまり、政策立案者が、小規模事業者に対して中小企業施策を適用する施策体系（中小企業基本法）だけでなく、（不十分なので）小規模基本法で「小規模事業者の意義、固有の課題を正面から分析し、これに応じて、小規模事業者を中心に据えたよりきめ細やかな政策体系を構築する必要がある」⁴²と考えたことである（かっこ内は筆者による補充）。

(6) 小括

以上、5つの報告書・憲章・基本法における「小規模企業」の見方をみると、①小規模企業政策研究会（2007）そして「中小企業憲章」はそれぞれ独特な見方をしていること、②“ちいさな企業”未来会議（2012）以降、“ちいさな企業”未来部会・中小企業基本法の改正（2013年）、小規模企業基本政策小委員会（2014）・小規模企業振興基本法（2014）と、「小規模企業」の多種多様性をいいながらも、現状維持・低収益型への意識が低くなり、発展志向型・積極型のイメージが強くなり出てきているのではないだろうか。

3 考察

以上、1999年の中小企業基本法改正から現在までの約20年間の中小企業政策の変化をみながら、「小規模企業」を重視する政策傾向がどのように生み出されてきたのか、その「小規模企業」の見方がどう変わってきたのかを分析した。それを踏まえて、最後に以下の2点について考えてみたい。

(1) 「小規模企業」重視の政策傾向はどのように

して生み出されたのか

まず第1に、ここ10年「小規模企業」を重視した政策傾向にあるが、それはどのようにして生み出されたのだろうか。先に詳しく見たように、2007年に、小規模企業政策研究会によって「中間取りまとめ」が出された後、「中小企業憲章」の閣議決定（2010年），“ちいさな企業”未来会議の設置（2012年3月）と同会議による「取りまとめ」（2012年6月）、中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会の設置（2012年7月）・審議と中小企業基本法の改正（2013年6月）、中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会の設置（2013年9月）・審議と小規模企業振興基本法の公布・施行（2014年6月）と、この10年、「小規模企業」を重視する政策が続いてきて、「小規模企業」のための基本法が制定され、政策体系が確立されたことで、一応完結したことになる。

確かに、2007年に設置された中小企業庁経営支援部長主催の小規模企業政策研究会による中間取りまとめは、中小企業基本法改正後、中小企業庁で初めて「小規模企業」に注目したものであった。しかし、この中間取りまとめは、第1次安倍晋三内閣のいわゆる「成長戦略」に関連するもの（「成長力底上げ戦略（基本構想）」（2007年2月）、「成長力加速プログラム～生産性5割増を目指して～」（2007年4月）、「経済財政改革の基本方針2007」（2007年6月））と密接に関わりをもつものであった⁴³。くわしくいうと、「成長力底上げ戦略」の3本柱の一つが「中小企業底上げ戦略」であり、その具体策が中小企業の生産性向上と最低賃金の引き上げであった。つまり、ここでは、IT化・機械化・経営改善（小規模零細企業同士の共同事業化など）をはかる一方で、下請取引の一層の適正化によって、成長・生産性向上の成果を中小事業者にも波及させて全体の底上げを図るという小規模零細企業等中小企業の底辺にも目配せした新たな中小企業政策⁴⁴をきめ細かく展開し、生産性向上を通じて賃金の底上げを推進することが

考えられていた⁴⁵。

いいかえれば、この時期、中小企業庁が「小規模企業」へ注目したのは、前述した第1次安倍内閣の「成長戦略」との相互作用の結果の産物であり、どちらかといえば、「成長戦略」からの作用が強かったとみてよいだろう⁴⁶。すでに渡辺（2015）が指摘しているように、「中間取りまとめ」発表直後の2007年9月26日に安倍内閣が退陣した後の福田康夫内閣・麻生太郎内閣では、中小企業政策が「小規模企業」に注目することはなかった⁴⁷。

それでは、「小規模企業」を重視する政策傾向は、誰がどのようにして生み出したものという、それは民主党政権が「中小企業憲章」を閣議決定して生み出したものといっただけではないだろうか⁴⁸。そして、民主党政権は“ちいさな企業”未来会議を設置し、「中小企業憲章」の考えを中小企業政策により反映させようとした結果、「小規模企業」重視の政策傾向が続いたのではないだろうか。何よりも、中小企業・小規模企業を“ちいさな企業”として会議名につけたということは、民主党政権が小規模企業を「課題」としてとりあげたということの意味しており、そのことの意義は大きかったと思われる。

また、“ちいさな企業”未来会議という仕組みをつくり、中小企業者だけでなく小規模企業者の生の声をヒアリングして、それを中小企業庁に反映させたことの意義も大きかったといえよう。“ちいさな企業”未来会議（2012）の「はじめに」には、「経済産業省（中小企業庁）においては、この取りまとめを重く受け止め、ここに示された施策の実現に向けしっかりと取り組むとともに、関係省庁に働きかけを行い、中小・小規模企業がもう一度元気になることができるよう最大限取り組んでいく。」との決意が示されている。そのためか、同会議で議論した内容は中小企業政策審議会で審議された上で、2012年12月末に成立した第2次安倍晋三内閣（自民党と公明党の連立政権）でも引き継がれて、翌

2013（平成25）年の、小規模企業の意義を追加明記した中小企業基本法の改正へとつながったのである。

もちろん、この10年間の、中小企業政策における「小規模企業」を重視した政策傾向は、中小企業家同友会や全国商工会連合会などの政治・行政への働きかけがあつてのことであるが、民主党政権の打った“くさび”はそれなりの意義を持ったのではないか。

（2）「小規模企業」・「家族経営」はどこへ行ったのか

第2に考えてみたいことは、「小規模企業」と「家族経営形態」についてである。本論文第2章で分析したように、この20年間で、「小規模企業」の多くが「家族経営形態」を採ることを指摘し、そのことに今までと異なるプラスの評価を与えたのは「中小企業憲章」であつた。「小規模企業の多くが家族経営形態を採っている」という指摘と、そのことへのプラスの評価をしたのは、管見の限りでは、「憲章」だけである。「家族経営」は、今後、中小企業政策において議論されることはないのだろうか。

なお、「中小企業憲章」制定までの過程で、「小規模企業」と「家族経営形態」についての指摘は、民主党から出てきたものではなさそうである。なぜなら、「中小企業憲章に関する研究会」で、資料として民主党による「日本国中小企業憲章（案）」と民主党政策集INDEX2009が出されているが、それらを見る限りでは、「小規模企業」・「家族経営形態」についての記載はみあたらない⁴⁹。

むしろ、事前打ち合わせにおいて、研究会委員から、「欧州小企業憲章」について、①家族経営（ファミリービジネス）の意義、②欧州と零細個人事業が多い我が国との実態はあまり変わらないのではないか、③小企業の社会性の3点についてコメントがなされている⁵⁰。他にも、第5回研究会で、出席者から「社会の安定や文化・技術の伝承の担い手としての日本の family business に着目してはどうか。」、「中小企業の

多くは『家業』ともいうべきものだが、これまで十分に議論してこなかった。このような中小企業について、しっかりと認識し、位置づけることが重要。」、「『小規模企業』の位置づけを明確化すると同時に、地域コミュニティの維持に貢献する小規模企業の役割を再認識すべき。」といったコメントが寄せられている⁵¹。こういった政治家や官僚以外の委員・出席者の声が「中小企業憲章」の文言に反映されたのではないだろうか。

ところで、「家族経営形態」を採っている小規模企業」といえば、「自営業と家族従業者」が思い浮かぶが（もちろん中小企業と自営業は同じものではない⁵²）、この10年間の「小規模企業」重視の動きの中で、「自営業」そして「家族従業者」は「小規模企業」と同じように注目されてきただろうか。現在の日本では、大学生は就職時に被雇用者になることを望むことが多いが、以前は、村上春樹氏のように、会社に就職するのがいやで自分の店を始める人も多くいた⁵³。雇用形態の一つとしての「自営業」を再評価し⁵⁴、イタリアのような信頼できる血のつながった家族、親族が互いに結束し、支え合つて、中小企業を家族で経営することを積極的に目指してもよいのではないかと⁵⁵。あるいは、「社会的企業」や「協同組合」を設立して、リタイア後も働きたい高齢者や短時間の仕事を求める母親のニーズに対応した雇用をつくりだし、高齢者が歩いて用を足せるような地域コミュニティの維持を目指してもよいのではないだろうか。

「中小企業憲章」[2. 基本原則]の「五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する」に、政策の実施にあたって「家族経営の持つ意義への意識を強め」と触れられているが、「家族経営の持つ意義」が具体的にどのようなものであるかは説明されていない。「中小企業憲章」が閣議決定されて10年が経過した。これまでも高い評価を得てきた「憲章」であるが、「家族経営の持つ意義」について考え、それへの「意識を強め」ていくことを手がかりにして、「中

小企業憲章」をどう小規模企業・中小企業政策につなげていくかを考えることが、今求められている。

おわりに

ここで、話は、冒頭の菅義偉内閣の「経済成長戦略会議」にアトキンソン氏がメンバーとして入り、中小企業の「生産性向上」と再編をめざすという話題に戻る。本論文でも触れたように、菅内閣でも「成長戦略」と中小企業政策の相互作用は続き、互いに影響を与えることになるだろう。実は「中小企業生産性向上」については、中小企業庁は以前から取り組んでおり、ウェルカムだったのかもしれない。しかし、「成長戦略」と中小企業政策で、小規模・中小企業がこぞって生産性向上と再編をめざすことになると、そうではない小規模・中小企業は退出・廃業するしかないのだろうか。この10年間、中小企業庁は小規模・中小企業は多種多様な存在であるといいながらも、どちらかといえば、高収益型・成長型・積極型が前面に出てきて、低収益・社会貢献・現状維持型は後退してきている感がある。

生産性向上をめざす「小規模・中小企業」と地域社会の安定をもたらす「家族経営形態を採っている小規模企業」が折り合う点を私たちは見つけることができるだろうか。

注

- 1 朝日新聞2020年9月17日付記事。
- 2 日本経済新聞2020年9月6日付記事。同紙のインタビューは9月5日に行われた。
- 3 JIJI.COM ホームページ「中小基本法、見直し着手 生産性向上へ再編促進」2020年9月22日付記事。
- 4 日本経済新聞2020年10月17日付記事アトキンソン氏の主張については、詳しくはデービッド・アトキンソン（2019）などを参照。
- 5 ほぼ同時期に「行政改革委員会」が設置され、とくに規制緩和を中心に検討がなされて、「最終意見」が、1997（平成9）年12月12日に橋本首相に提出された。この「最終意見」は、中小企業について「『中小企業イコール弱者』として、一律・硬直的な保護策を講じることは、効率性の追求を阻害し、コ

スト高を招くとともに、必ずしも中小企業全体の利益にもならない。…中略…結果として、真面目に努力して伸びようとする能力のある中小企業や意欲ある創業期の中小企業の成長機会を奪い、中小企業全体の活力を喪失させるものである。」と言及している（Ⅱ規制緩和の推進—大きな一歩、さらに前へ—【総論】3 規制緩和を進めるに当たっての基本的考え方 2. 委員会の活動方針 イ 検討に当たっての基本的考え方 による）行政改革委員会「最終意見」(<http://www3.grips.ac.jp/~kanemoto/gyokaku/iken/II.html>) (2020年10月25日閲覧)。要約内容については中小企業庁編（2000）9頁。なお、「中小企業政策審議会答申」（1999年9月）でも「行政改革委員会最終意見」と「中央省庁等改革基本法」における中小企業に関する記述が紹介されている（同95頁）。

- 6 官邸ホームページ「行政改革会議」による (<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/index.html>) (2020年10月25日閲覧)。中田（2013）107～109ページ。
- 7 「経済構造の変革と創造のための行動計画」の概要による (<https://www.kantei.go.jp/jp/kaikaku/pamphlet/p23.html>) (2020年10月25日閲覧)。
- 8 パンフレット「活力ある21世紀のために6つの改革」>目次>橋本内閣「変革と創造」～6つの改革による (<https://www.kantei.go.jp/jp/kaikaku/pamphlet/p2.html>) (2020年10月25日閲覧)。
- 9 黒瀬（2006）224～225頁にも同様の指摘がある。
- 10 詳しくは、黒瀬（1997）248～251頁、黒瀬（2006）第8章を参照のこと。
- 11 黒瀬（2006）224～225頁、中田編著（2013）107～116頁にも同様の指摘がある。
- 12 中田編著（2013）99～100頁。
- 13 ここでいう「成長戦略」とは、首相官邸ホームページの「これまでの成長戦略について」に掲載されている「成長戦略（2020年）」、「成長戦略（2019年）」、「未来投資戦略2018」, 「未来投資戦略2017」, 「日本再興戦略2016」, 「日本再興戦略改訂2015」, 「日本再興戦略改訂2014」, 「日本再興戦略（2013年）」の総称である。小澤（2015）によれば、「成長戦略とは、政府が、中長期的な経済成長（GDP成長率等）の見通し又は目標を掲げ、その達成に必要な施策を省庁横断的にまとめた独立の文書、を指すもの」と説明されている（1頁）。
- 14 曾我（2013）255頁。
- 15 真淵（2020）438頁。
- 16 パンフレット「活力ある21世紀のために6つの改革」>目次>「第2次橋本内閣の行政改革推進体制」(<https://www.kantei.go.jp/jp/kaikaku/pamphlet/p6.html>) (2020年10月25日閲覧)。
- 17 中小企業政策の全体的な方針を国が企画立案し、具体的な政策は国の行政機関と地方公共団体等の機関が企画立案する、中小企業政策策定時の総合調整・全体の方針とその実施は国が責務を有していると説明されている（中小企業庁編（2000）46頁）。
- 18 ここでいう「政策思想」とは、政策のあり方、方

- 向性に関する広く認知された考え方をいう（中田編著（2013）「第12巻（中小企業政策）編集にあたって」による）。
- 19 和田（2015）がすでに審議会、研究会での議論を検討するという同じ手法で中小企業政策を分析している。
- 20 同報告書については、すでに村本（2013）33～38頁、渡辺（2015）76頁で紹介されている。また、小規模企業政策研究会の構成員など、その詳細については、管見の限りではわかっていない。村本（2013）によれば、村本孔氏が委員として参加されたという（33頁注42）。
- 21 「成長力底上げ戦略」、「成長力加速プログラム」、「経済財政改革の基本方針2007」はいずれも第1次安倍晋三内閣で決定された。
- 22 小規模企業政策研究会（2007）1頁による。
- 23 小規模企業政策研究会（2007）9～11頁による。
- 24 小規模企業政策研究会（2007）16～18頁による。
- 25 小規模企業政策研究会（2007）16～26頁による。
- 26 この間の「中小企業憲章」をめぐる中小企業家同友会の動向については、瓜田（2015）や大林（2019）、村本（2013）などを参照した。なお「中小企業憲章」をめぐる動きとその内容に対する総合的な評価については三井（2011b）を参照のこと。
- 27 「日本の未来」応援会議～ちいさな企業が日本を変える～」ウェブページ>設置趣旨による（https://www.chusho.meti.go.jp/mirai/kaigi/2012/download/0224About_mirai.pdf）（2020年10月25日閲覧）。
- 28 「ちいさな企業」未来会議（2012）には「これまで、今回の会議のように、全国津々浦々の個々の“ちいさな企業”自身と国や行政が直接に対話する機会がなかった。これは、国や行政の怠慢と真摯さの欠如と言ってよい。」との反省の言葉が述べられている（49頁）。
- 29 「ちいさな企業」未来会議（2012）5～7頁による。
- 30 「ちいさな企業」未来会議（2012）7頁による。
- 31 「ちいさな企業」未来会議（2012）8～11頁による。
- 32 以上の経緯については、中小企業庁ホームページ>審議会・研究会>中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会による（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/miraibukai/index.html>）（2020年10月25日閲覧）。
- 33 「ちいさな企業」成長本部については、中小企業庁ウェブページ>「ちいさな企業」成長本部（<https://www.chusho.meti.go.jp/seicho/0308Seicho.htm>）（2020年10月25日閲覧）を参照した。
- 34 中小企業庁ウェブページ>「ちいさな企業」成長本部>「ちいさな企業」成長本部（第2弾）による（<https://www.chusho.meti.go.jp/seicho/002.htm>）（2020年10月25日閲覧）。
- 35 中小企業庁配付資料「小規模企業活性化法の概要」（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/download/131008syokibol.pdf>）による（2020年11月5日閲覧）。
- 36 「ちいさな企業」未来会議（2012）10頁。「こうした意見は、概ね共通の理解を得た。」との記述がある。
- 37 中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会（2013）4～6頁（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/miraibukai/2013/0329Matome3.pdf>）による（2020年11月5日閲覧）。
- 38 中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会（2013）37頁。
- 39 大林（2015）33頁にも、安倍政権が小規模企業振興基本法を「小規模企業に焦点をあてた中小企業政策の再構築」の第2弾に位置付けたとの指摘がある。
- 40 中小企業庁ウェブページ>審議会・研究会>審議会>中小企業政策審議会>中小企業政策審議会（第19回）配付資料による（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2014/140224HS.htm>）（2020年11月8日閲覧）。
- 41 中小企業庁ウェブページ>経営サポート>小規模企業支援による（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140627shokibo.htm>）（2020年11月8日閲覧）。
- 42 中小企業庁ウェブページ>経営サポート>「小規模企業基本法案」及び「小規模企業支援法案」が閣議決定されました（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140307shokibotousin.pdf>）による（2020年11月9日閲覧）。
- 43 小規模企業政策研究会（2007）で具体的に示された諸政策は、「中小企業底上げ戦略」に基づく「中小企業生産性向上プロジェクト」として行われる小規模企業への生産性向上に向けた支援と関連すると思われる（18～19頁）。
- 44 小規模企業がとくに注目されたのは、一連の会議資料で、①資本金規模別売上高経常利益率で、1千万円未満の企業が相対的に低くしかも0%を下回しているときがある（出所は注46と同じ）、②企業規模別に労働生産性を比較すると、製造業、非製造業ともに90年代後半以降、小規模企業（資本金1千万円未満の企業）の労働生産性が相対的に悪化しているというデータ（経済財政諮問会議（2007）参考資料3）が示されたからであろう。
- 45 第3回成長力底上げ戦略構想チーム配付資料—参考資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou/dai3/siryous.pdf>）15頁（2020年10月23日閲覧）。
- 46 大林（2015）においても「成長戦略」と小規模企業政策との関連を指摘している。
- 47 渡辺（2015）76頁による。また、福田内閣の「成長戦略」である『経済成長戦略』・『経済成長戦略大綱（改定）』ではサービス業・中小企業への生産性向上やITを活用した中小企業の経営力の向上が、麻生内閣の「成長戦略」である『未来開拓戦略』ではITを活用した中小企業の活性化が謳われているが、「小規模企業」（そして生産性向上）に注目したものはほとんどない。実は、この2つが結びつけられたのが第1次安倍内閣であった。
- 48 この点について、和田（2015）では、民主党を中

- 心とした政権の誕生と「中小企業憲章」の閣議決定によって、中小企業施策の潮流が大きく変化したとみている(102頁)。
- 49 中小企業憲章に関する研究会第1回配付資料6、資料8(中小企業庁ホームページ>公募・公開情報>研究会>中小企業憲章に関する研究会第1回配付資料一覧(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/2010/100203HS.htm>))(2020年10月28日閲覧)。
- 50 中小企業憲章に関する研究会第1回配付資料5の2頁による(中小企業庁ホームページ>公募・公開情報>研究会>中小企業憲章に関する研究会第1回配付資料一覧>資料5(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/2010/download/100205hs5.pdf>))(2020年10月28日閲覧)。
- 51 中小企業憲章に関する研究会第5回配付資料5の4頁による(中小企業庁ホームページ>公募・公開情報>研究会>中小企業憲章に関する研究会第5回配付資料一覧>資料5(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/2010/download/100413hs5.pdf>))(2020年10月28日閲覧)。
- 52 植田(2004)9~10頁。
- 53 村上(2016)による。
- 54 植田(2004)は、「今後雇用面、就労形態の多様化、創業支援などの面から自営業が目目されていくと思われる。」と述べている(10頁)。
- 55 陣内(2006)69~73頁による。
- 参考文献・資料一覧**
- “ちいさな企業”未来会議(2012)『“ちいさな企業”未来会議取りまとめ』。
- “ちいさな企業”成長本部(第2弾)本部員会合(平成26年6月11日開催)資料5(<https://www.chusho.meti.go.jp/seicho/2014/140611seicho5.pdf>)。
- 中小企業憲章に関する研究会第1回配付資料5(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/2010/download/100205hs5.pdf>)。
- 中小企業憲章に関する研究会第5回配付資料(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/2010/download/100413hs5.pdf>)。
- 中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会(2013)『中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめ』(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/miraibukai/2013/0329Matome3.pdf>)。
- 中小企業庁配付資料「小規模企業活性化法の概要」(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/download/131008syoukibol.pdf>)。
- 中小企業庁編(2000)『新中小企業基本法—改正の概要と逐条解説—』同友館。
- 第3回成長力底上げ戦略構想チーム配付資料—参考資料(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou/dai3/siryous.pdf>)。
- デービッド・アトキンソン(2019)『日本人の勝算—人口減少×高齢化×資本主義—』東洋経済新報社。
- 陣内秀信(2006)『イタリア 小さなまちの底力』講談社。
- 経済財政諮問会議(2007)『成長力加速プログラム—生産性5割増を目指して—』。
- 経済産業省中小企業庁(2013)『日本の中小企業・小規模事業者政策』2013年8月。
- 黒瀬直宏(1997)『中小企業政策の総括と提言』同友館。
- 黒瀬直宏(2006)『中小企業政策』日本経済評論社。
- 黒瀬直宏(2013)『第11章 戦後日本の中小企業政策の変遷』渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫『21世紀中小企業論第3版』有斐閣。
- 真淵勝(2020)『行政学[新版]』有斐閣。
- 三井逸友(2011a)「第4章 中小企業政策の意義と1999年日本中小企業政策の『大転換』」『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の21世紀—』花伝社。
- 三井逸友(2011b)「第13章 2010年日本版『中小企業憲章』の制定」『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の21世紀—』花伝社。
- 村上春樹(2016)「第2回 小説家になった頃」『職業としての小説家』新潮社。
- 村本孜(2013)「中小企業憲章の制定とその意義—中小企業政策のイノベーション—」成城大学経済研究所『研究報告』No.65。
- 中田哲雄編著(2013)『通商産業政策史1980—2000 第12巻中小企業政策』財団法人経済産業調査会。
- 大林弘道(2015)「小規模企業政策の推進と安倍政権の『成長戦略』」『企業環境研究年報』No.19。
- 大林弘道(2019)「第1節 中小企業憲章と日本の中小企業のめざす方向性」補章2 中小企業憲章・条例推進運動と研究センター—中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第24号。
- 小澤隆(2015)「成長戦略の経緯と論点」国立国会図書館『調査と情報』第868号(2015.5.19)。
- 小規模企業政策研究会(2007)『小規模企業政策研究会中間取りまとめ 小規模企業政策の再構築—人間サイズのスモールビジネスの発展に向けて—』(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/download/q8_kenkyu.pdf)。
- 小規模企業基本政策小委員会(2014)『小規模企業の振興を図るための施策のあり方について—小規模企業基本政策委員会報告書—』(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2014/140307shokibotousin.pdf>)。
- 曾我謙吾(2013)『行政学』有斐閣。
- 植田浩史(2004)『現代日本の中小企業』岩波書店。
- 瓜田靖(2015)「中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題—中同協における中小企業憲章・条例推進運動の経緯と活動の歩み—」中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第20号。
- 渡辺俊三(2015)「小規模企業振興基本法の制定と中小企業政策の新展開」『名城論叢』第15巻第4号。
- 和田耕治(2000)「中小企業基本法の抜本的改正に關

する覚書」中小企業家同友会全国協議会企業環境
研究センター『企業環境研究年報』第5号。
和田耕治（2015）「小規模企業振興基本法の制定過程
に関する考察」中小企業家同友会全国協議会企業
環境研究センター『企業環境研究年報』第20号。